

## 意見書

平成18年11月9日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかふしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かふしきがいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かふしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かふしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2006(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2006(案)」(以下、「実施細目(案)」という。)に関しまして、今回このような意見提出の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いします。

| 頁  | 段落   | 意見  |
|----|------|---|
| 1頁 | はじめに | <p><b>【総務省案】</b></p> <p>実施細目では、以上を踏まえ、2006年度における具体的な分析対象や情報収集、分析・評価方法、実施スケジュール等の詳細について定めるものとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2006年度の実施細目(案)にて、分析対象、情報収集、分析・評価方法、実施スケジュール等が示されておりますが、戦略的評価テーマ設定の具体的な選定基準、定点的評価と戦略的評価における分析手法、及び分析結果に関する評価基準等を更に明確化することにより、有効かつ実効性の伴う実施細目となりうるものと考えます。</li> <li>・ 具体的には、実施細目において以下の点について、更に明確化して頂くことを要望します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 競争評価の全体的な構成(定点的評価と戦略的評価の位置付け及び相関関係、並びに競争評価に対するアドバイザーボードの関与範囲)</li> <li>- 各年度の実施細目(案)公表から評価結果の公表に至るまでの具体的なスケジュール(特に、戦略的</li> </ul> </li> </ul> |

| 頁  | 段落     | 意見  |
|----|--------|---|
|    |        | <p>評価に関する検討から公表に至るまでのスケジュール等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 戦略的評価テーマの選定基準の設定プロセス、設定根拠</li> <li>- 戦略的評価に用いられる情報収集項目とその活用方法</li> <li>- 分析・評価の各論点における具体的な分析手法と評価基準</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に、定点的評価と戦略的評価については今回の競争評価の基本的なフレームワークの中の主軸であるにもかかわらず、個々に説明がなされているのみで、それぞれの評価の位置付けや相関関係については、明確に説明がなされておられません。競争評価全体の有用性を高めるためにも、この点の明確化は必須であると考えます。</li> <li>・ なお、定点的評価は必要最小限の定点観測的分析にとどめ、定点観測的分析において市場に著しい変化が見受けられた場合にのみ、戦略的評価において市場競争の状況把握・分析・評価を行うことが有効であると考えます。また、定点的評価と戦略的評価の双方の評価結果を互いにフィードバックすることで、より適切な競争評価を実施できるものと考えます。</li> <li>・ また、本来であれば、基本方針にて記載されるべきと考えますが、競争評価と競争セーフガード制度との連携についての具体的方向性を明確に示すべきであると考えます。</li> </ul> |
| 2頁 | 1-1(1) | <p>【総務省案】</p> <p>(1) 定点的評価の特徴</p> <p>定点的評価の対象は、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの四領域とする。これらの四領域について、これまでの評価実績を踏まえ、定点観測的な分析を行う。ただし、全ての領域を詳細に分析することは現実的ではないため、市場環境の変化や政策的な重要性</p>  |

| 頁 | 段落 | 意見  |
|---|----|---|
|   |    | <p>に応じ、毎年度の重点評価領域を決定し、それ以外の領域は原則として必要最小限の評価にとどめることとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定点的評価の対象として設定されている四領域については、既に第一期(2003年～2005年)の競争評価で詳細な分析がなされており、実施細目(案)に記載されているとおり、必要最小限の定点観測的な分析を継続して実施することにより、市場環境の変化を把握することが十分に可能であると考えます。</li> <li>・ よって、実施細目(案)にあるように、「市場環境の変化や政策的な重要性に応じ、毎年度の重点評価領域を決定」するというアプローチは必ずしも必要なく、毎年度重点評価領域を決定しその領域について定点的評価以上の詳細分析を改めて行うことを予め決定しておくべきではないと考えます。</li> <li>・ 例えば、今回重点評価領域とされているインターネット接続については、ADSLからFTTHへのマイグレーションの進展等市場の環境変化を踏まえ、昨年度の競争評価の中で引き続き市場環境の変化を注視することの必要性やCATVインターネットに関して市場画定見直しの可能性について言及されているところであり、このようなケースにおいて定点的評価だけでなくより詳細な競争状況の分析が必要とされることは理解できますが、こうしたケースが毎年発生するとは限らないため、重点評価領域の決定及び評価を予め確定しておくべきではないと考えます。</li> <li>・ なお、こうした市場環境に大きな変化が認められるケースについて定点的評価以上の詳細分析を行う場合には、戦略的評価の中で対応することが適当であると考えます。</li> </ul> |

| 頁  | 段落     | 意見  |
|----|--------|---|
| 5頁 | 1-2(3) | <p><b>【総務省案】</b></p> <p>(3) 2006年度の戦略的評価のテーマ</p> <p>以上のテーマ候補を参考に、2006年度の戦略的評価のテーマを選定するに当たり、次の4つの基準を重視した。</p> <p>A) そのテーマが競争政策の観点から重要かつ適切であり、時宜にかなっていること。</p> <p>B) そのテーマで競争評価を実施する際に、必要な情報が収集可能であり、評価手法が簡便かつ現実的であること。</p> <p>C) そのテーマで競争評価を実施することに対し、利用者や事業者からのニーズが存在していること。</p> <p>D) 定点的評価で行うテーマとの重複性が低いこと。</p> <p>これらの基準を踏まえ、2006年度の戦略的評価のテーマは、次の3点を選定する。</p> <p>テーマ1: 事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析<br/> (理由) 事業者から提案されたテーマ候補の中で最も多かったテーマであり、A)～D)の基準にも合致するため、戦略的評価のテーマとして採用する。</p> <p>テーマ2: 隣接市場間の相互関係に関する分析<br/> (理由) 事業者から提案されたテーマ候補の「④事業者の総合力関係」と密接に関連したテーマであるとともに、2005年度の競争評価でも実施した固定電話、移動体通信、インターネット接続の3領域にまたがる相互関係の分析であり、サービスの融合が進む中で喫緊のテーマとしてA)～D)の基準にも合致するため、戦略的評価のテーマとして採用する。</p> <p>テーマ3: 携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化に関する分析<br/> (理由) 事業者から提案されたテーマ候補の「⑤その他」の「移動体通信市場の競争評価」に含まれるテーマであり、「移動体通信領域」の定点的評価の中で取り扱うことも可能だが、社会的関心が高いテーマであり、A)及びC)の基準から特に高い必要性が認められるため、戦略的評価のテーマとして特に抽出する。</p> |

| 頁 | 段落 | 意見   |
|---|----|--|
|   |    | <p><b>【意見】</b></p> <p>&lt;テーマについて&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新競争促進プログラム2010」における「競争セーフガード制度」や「指定電気通信設備制度の包括的な見直し」と競争評価との機動的な連動性を高めていくという観点より、テーマ1及び2の設定について賛同します。</li> <li>・ 更に、上記の機動的な連動性を高めるためには、現状の事後評価のみでは不十分であり、戦略的評価において事前評価手法の確立に向けた取り組みを進めることが適当であると考えます。具体的には、ボトルネック設備を有する支配的事業者の新規サービス(FMC、NGN等)による競争環境への影響に関する分析を戦略的評価テーマとして追加することにより、既存サービスだけでなく新規サービスに対するプレビュー的な競争評価手法の確立が可能になるものと考えます。</li> </ul> <p>&lt;テーマの選定方法について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略的評価テーマの選定方法について、本来は事前にアドバイザリーボードを設置し、これに諮ることが、透明性確保の観点から適当であったものと考えます。少なくとも、次年度以降における戦略的評価テーマの選定については、関係者からの意見募集を踏まえながらアドバイザリーボードにて実施する等、客観的透明性を確保した方法で実施すべきであると考えます。</li> <li>・ テーマ選定にあたっての4つの基準に関しては、以下の点について留意することが必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- Aの基準については「そのテーマが競争政策の観点から現時点及び将来において重要かつ適切であり、時宜にかなっていること」とすることで、前述の新規サービスに対する評価というテーマも</li> </ul> </li> </ul> |

| 頁  | 段落   | 意見   |
|----|--|--|
|    |  | <p>選定可能とすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- また、選定テーマによっては、収集可能な情報の範囲や評価手法の具体的内容が事前に確定できないことも考えられるため、Bの基準については柔軟な適用を行うことが重要であると考えます。</li> <li>- 定点的評価及び戦略的評価は、相互に評価結果をフィードバックしそれぞれの評価間の連携を図ることで、競争評価全体での評価の精度を高めることが適当であり、定点的評価と戦略的評価の重複度を選定基準として過度に重視することは適当でないものと考えます。むしろ相互の連携の強化という観点からは、ある程度の評価テーマの重複は許容されるべきであり、Dの基準については柔軟な適用を行うことが適当であると考えます。</li> </ul> <p>・ なお、戦略的評価テーマ選定の基準については、本来、基本方針において明記されるべきものであり、次回以降の競争評価において、この点は留意されるべきと考えます。</p> |
| 6頁 | <p>1-2(3)<br/>テーマ1<br/>事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析</p> | <p>【総務省案】</p> <p>テーマ1：事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析</p> <p>これまでの競争評価では、最終利用者向けの小売市場を対象に分析を行ってきた。しかし、固定電話やADSL・FTTHのサービスにおける加入者回線のような不可欠設備が存在する場合には、接続や卸による事業者間取引が小売市場の競争状況に及ぼす影響は少なくない。</p> <p>本テーマに関する戦略的評価では、接続や卸といった事業者間取引に注目し、事業者間取引市場における競争状況と小売市場における競争状況との関係を分析する。また、垂直統合型のビジネスモデルが登場する中で、プラットフォームやアプリケーション等の上位レイヤとネットワーク等の下位レイヤにまたがる共同的・一体的な市場支配力の評価手法のあり方について検討する。</p>  |

| 頁 | 段落 | 意見   |
|---|----|--|
|   |    | <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該テーマの設定について賛同します。</li> <li>・ 「新競争促進プログラム2010」においては、2010年までに指定電気通信設備制度の包括的な見直しに向けた競争評価に関する法制上の位置づけの明確化を図っていくとされているところであり、このことを考慮した場合、ボトルネック設備を有する支配的事業者との事業者間取引市場の分析を中心に検討を行う必要があると考えます。</li> <li>・ 接続ルールについては既に一定のルールが整備されているところですが、2006年10月20日に電気通信事業部会に諮問された「コロケーションルールの見直し等にかかる接続ルールの整備について」で示されているとおり、各種手続の同等性確保等の問題が依然として存在しており、接続ルールのさらなる実効性を確保するために、競争状況への影響をより詳細に分析する必要があるものと考えます。</li> <li>・ また、事業者間取引市場の分析にあわせて、ボトルネック設備を有する支配的事業者に対しては、営業経費等の小売コストを考慮した詳細なスタックテストを実施する等、事業者間取引市場における競争が小売市場の競争状況に与える影響を詳細に分析することが重要と考えます。</li> <li>・ この他、ボトルネック設備から上位のレイヤへの垂直統合や、プラットフォームレイヤのように通信レイヤにおける加入者回線部分以外でボトルネックとなり得るものの存在の有無等が、競争に及ぼす影響についても、事業者間取引の一部として分析することが適当であると考えます。</li> <li>・ なお、多面的な分析を行うためにも、定量的な指標のみならず、定性的な指標についても、各種手続の同等性等様々な要素を取り上げて分析することが重要であると考えます。</li> </ul> |

| 頁  | 段落                                 | 意見   |
|----|------------------------------------|--|
| 7頁 | 1-2(3)<br>テーマ2<br>隣接市場間の相互関係に関する分析 | <p><b>【総務省案】</b></p> <p>テーマ2:隣接市場間の相互関係に関する分析</p> <p>2005年度の競争評価では、固定電話、移動体通信、インターネット接続の三領域にまたがる消費者選好の相関関係を利用者アンケート調査に基づいて分析し、それぞれのサービスにおける事業者選択に一定の相関が存在することが示された。</p> <p>本テーマに関する戦略的評価では、利用者アンケート調査に基づく同様の分析を引き続き実施し、2005年度からの推移を確認するとともに、消費者選好の相関の背景となっている要因として、ブランド等の事業者の総合的な事業能力の影響や、FMCやトリプルプレイが進展する中でのサービスのバンドル化の影響等について分析する。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該テーマの設定について賛同します。</li> <li>・ 特に、ボトルネック設備を有する事業者による市場支配力のレバレッジは競争環境へ大きな影響を及ぼすものであることから、当該事業者によるレイヤ及びサービス市場をまたがるレバレッジについて、あらゆる懸念事項の洗出しを行い、それらを体系化するとともに、懸念事項に対する規制等の有無の確認とその実効性の検証を十分に行う必要があると考えます。</li> <li>・ また、以下の点については、隣接市場間の相互関係の分析を行う上で不可欠な観点であると考えます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① ブランド等の総合的な事業能力等の定性的要因の影響</li> <li>② トリプルプレイ等のサービスのバンドル化と価格による選好の相関</li> <li>③ トリプルプレイ等のサービスのバンドル化によるスイッチングコストの変化</li> </ol> </li> </ul> |

| 頁   | 段落  | 意見  |
|-----|---|---|
| 7頁  | 1-2(3)<br>テーマ3<br>MNP制度導入による競争状況の変化に関する分析 | <p><b>【総務省案】</b></p> <p>テーマ3: 携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化に関する分析</p> <p>2006年10月24日導入予定の携帯電話の番号ポータビリティは、社会的に大きな関心を集めるとともに、事業者間の競争状況に大きな影響を与える可能性がある。</p> <p>本テーマに関する戦略的評価では、利用者アンケート調査に基づき、番号ポータビリティ導入前後の競争状況の変化を分析するとともに、料金水準・料金体系やサービス内容の変化を検証し、スイッチングコスト等の観点から消費者に与える影響を分析する。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話番号ポータビリティ制度(以下、「MNP」という。)導入による競争状況の変化に関する分析を行うことは重要であると考えますが、制度導入直後である今年度においては、十分な検証データが無く、本制度の導入による競争状況の変化を分析するには時期尚早であると考えます。</li> <li>・ また、MNPの導入は、携帯電話市場における大きな環境変化要因ではあるものの、あくまでその一つでしかなく、新規事業者の参入やMVNOの市場参入の活発化等その他の重要な環境変化要因と合わせて総合的に競争状況への影響を分析すべきであり、MNPのみを戦略的評価テーマとして分析を行う場合には、こうした点に十分留意する必要があると考えます。</li> </ul> |
| 13頁 | 4-1                                       | <p><b>【総務省案】</b></p> <p>2006年度の競争評価に当たっては、市場画定後の市場環境の変化が大きいことから、定点的評価の重点領域である「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」を対象に市場画定の再検討を行うこととする。また、「固定電話」及び「移動体通信」の各領域については、市場画定時(「固定電話」は2005年度、「移動体通信」は2004年度)から市場の外郭を見直す程の急激な変化が認められるとは言えないこ</p>   |

| 頁   | 段落     | 意見   |
|-----|--------|--|
|     |        | <p>とから、原則として従来の市場画定の結果を踏襲する。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「インターネット接続」については、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展しており、大きな市場環境変化が継続しているものと考えます。このため、固定電話からOAB-J IP電話へのマイグレーション及びFTTH市場の設備競争とサービス競争の関係等と合わせ戦略的評価テーマとして評価を行い、評価結果を定点的評価の市場画定等にフィードバックすることが適当であると考えます。</li> <li>・ 一方、「法人ネットワークサービス」については、これまでと同様の定点的評価の中で分析可能な程度の市場環境変化にとどまっているものと考えます。このため、「法人ネットワークサービス」について、評価を重点的に実施することは特段必要ないものと考えます。</li> </ul>   |
| 18頁 | 4-5(1) | <p><b>【総務省案】</b></p> <p>地理的市場については、事業者数や事業者間の競争状況、情報の入手可能性等を考慮し、以下のとおり画定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 携帯電話+PHS市場</li> </ul> <p>携帯電話とPHSではその加入者数において携帯電話が圧倒的に多いため、携帯電話の市場画定をもって「携帯電話+PHS市場」に準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 携帯電話市場・・・沖縄及びその他全国の2地域</li> <li>③ PHS市場・・・競争事業者数に応じた全国10地域</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信領域の市場画定における地理的区分について、沖縄及びその他全国の2地域に区分されていますが、以下の理由から、全国を一つの市場として捉えるべきと考えます。</li> </ul> |

| 頁   | 段落  | 意見  |
|-----|-----|---|
|     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 利用者にとっては、利用可能範囲が全国であり地理的には一体のサービスである。</li> <li>- 過度に市場を細分化して競争評価を行うことで、複数の地域に跨って事業を営む電気通信事業者又はグループにおける顧客基盤及び経営基盤の共有・レバレッジ等、市場全体に影響を与えている要因を見過ごしてしまう可能性がある。</li> <li>- 地理的に細分化しない広義の市場画定を用いることで、分析が重複することを回避することができ、規制の失敗のリスクも低減される。</li> </ul>   |
| 20頁 | 5-1 | <p><b>【総務省案】</b><br/>競争評価は、政策立案に資するため、主として事後的に電気通信市場の競争状況を評価するものである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後評価だけでなく、新規サービスの登場等が競争状況へ及ぼす影響を事前に分析する評価手法を確立して頂く必要があると考えます。例えば、市場支配的事業者が新規サービスを行う際に、事業者間の同等性が確保されないことが予見される場合等において、事前の競争評価を実施することで、当該新規サービスに関して必要な政策対応をとり、市場支配力のレバレッジを事前に抑止することが可能となることを考慮すると、事前評価手法の確立は重要であると考えます。</li> <li>・ また、戦略的評価のテーマによっては、単年度のみで結論を導き出すことが困難であり、分析・評価を行う上で十分な期間を要するものも存在するものと考えます。具体的には、「事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析」や「隣接市場間の相互関係に関する分析」については、評価を行う上での基準の策</li> </ul> |

| 頁   | 段落  | 意見   |
|-----|-----|--|
|     |     | <p>定等に十分な検討の時間を費やすべきであり、当該年度のみで結論を導き出すことにいたずらに固執するのではなく、必要に応じて次年度に期間を延長して継続した検討を行う等の柔軟な対応が必要であると考<br/>えます。</p>   |
| 20頁 | 5-2 | <p><b>【総務省案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市場支配力」の存在と行使に関する変化</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市場支配力」に関する変化を評価の論点として設定することについて賛同します。</li> <li>・ 本来、市場支配力が「存在」する場合には、能動的な「行使」が行われなくとも、「存在」することだけで市場に<br/>対し参入の抑制等の潜在的な影響を与えているものと考えます。一方、基本方針及び実施細目(案)では、<br/>市場支配力が「存在」しても「行使」の事実がなければ問題ないものと評価するという考え方が示されてい<br/>るところです。このため、「存在」と「行使」の二段階で市場支配力の影響を評価する場合には、「行使」の有無<br/>に関する判断基準が特に重要になるものと考えます。例えば、前回の競争評価においては「行使」の判断<br/>を主に価格支配力の有無によって行っていますが、この価格支配力に着眼した独占禁止法(競争法)に軸<br/>足を置いたアプローチでは、独占市場から競争市場へと進展して来た電気通信市場の特性を十分に捉えき<br/>れているとは言えないものと考えます。このような電気通信市場の特性を踏まえた場合、価格支配力の他、<br/>以下のような事項についても、市場支配力の明示的・暗示的な「行使」の様々な形態やアプローチの事例の<br/>一つとしての的確に捉え、これらの事項についても詳細な分析を行うことで、電気通信市場における市場支配<br/>力に関する評価をより適正に行って頂くことを希望します。</li> </ul> |

| 頁   | 段落  | 意見  |
|-----|-----|---|
|     |     | <p>① ブランド等の総合的な事業能力等の定性的要因の影響</p> <p>② 事業者間取引における影響力</p> <p>③ グループ企業を含めた、総合的な営業力、調達力等の影響</p> <p>④ 内部相互補助等による、市場支配力の競争分野への転嫁</p> <p>⑤ 各種手続等に関する既存事業者と競争事業者との同等性の検証</p> <p>・ また、「存在」と「行使」を区分した分析において、「行使」していないかどうかのみを判断するのではなく、「行使」できない状態にあるのか否かを判断することも必要と考えます。具体的には、各種規制やルールの存在により、市場支配力の「行使」ができない状況にあるのか、それとも市場支配力を有する事業者が単に「行使」をしないという選択をしているだけなのか等、規制やルールの有無だけでなく、その実効性について詳細な要因分析を行うことが必要です。加えて、その分析の結果を公表して頂く必要があるものと考えます。</p> |
| 21頁 | 5-3 | <p>【総務省案】</p> <p>&lt;事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定電話やインターネット接続のサービスにおける不可欠設備の存在が、事業者間取引に及ぼす影響</li> <li>・ 接続料や卸価格と小売価格の関係</li> <li>・ 設備競争とサービス競争の関係</li> <li>・ 下位レイヤにおける競争状況と上位レイヤにおける競争状況の関係</li> <li>・ プラットフォーム等の上位レイヤにおける市場の概念</li> <li>・ 複数市場にまたがる共同的・一体的な市場支配力の評価手法のあり方</li> </ul>  |

| 頁 | 段落 | 意見   |
|---|----|--|
|   |    | <p>&lt;隣接市場の相互関係に関する分析&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定電話、移動体通信、インターネット接続の3領域における消費者選好の相関関係</li> <li>・ブランド等、事業者の総合的な事業能力の影響</li> <li>・FMCやトリプルプレイ等のサービス提供に対する影響</li> </ul> <p>【意見】</p> <p>&lt;事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該戦略的評価の論点に賛同します。</li> <li>・ 但し、各評価論点において、ボトルネック設備を有する事業者との事業者間取引市場という視点を重視した上で、分析を行うべきと考えます。</li> <li>・ また、「新競争促進プログラム2010」における「競争セーフガード制度」とのより有機的な連携を図るために、評価の論点として、「NGNやFMC等の新規サービスが及ぼす影響」を追加すべきと考えます。</li> </ul> <p>&lt;隣接市場間の相互関係に関する分析&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該戦略的評価の論点に基本的に賛同しますが、ボトルネック設備を有する事業者による市場支配力のレバレッジによる競争環境への影響を評価論点として追加すべきと考えます。なお、この論点における分析方法として、当該レバレッジに関する懸念事項の洗い出しや体系化、規制等の存在の確認及び規制の実効性の検証等を行うことが考えられます。</li> <li>・ この他、以下に記述する観点に留意して、分析を実施することが適当と考えます。</li> </ul> <p>① ブランド等の総合的な事業能力等の定性的要因の影響</p> |

| 頁   | 段落       | 意見   |
|-----|----------|--|
|     |          | <p>② トリプルプレイ等のサービスのバンドル化と価格による選好の相関</p> <p>③ トリプルプレイ等のサービスのバンドル化によるスイッチングコストの変化</p>  |
| 23頁 | 実施スケジュール | <p>【総務省案】</p> <p>第六章 実施スケジュール</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施スケジュールについては、更に以下に提示する項目を具体的に示して頂くとともに、全体のスケジュールを線表化して頂くことで、競争評価制度全体の予見性を高めることが可能になるとともに、より精緻な競争評価プログラムを確立して行く上でのスケジュール面での課題の洗い出しが行えるものと考えます。</li> <li>- アドバイザリーボードの発足及び開催スケジュール</li> <li>- 市場画定の意見募集スケジュール</li> <li>- 戦略的評価の分析・評価スケジュール</li> <li>- 定点的評価の分析・評価スケジュール</li> </ul> |

以上